

○三鷹市街頭防犯カメラの設置に関する実施要綱

平成28年5月16日

施行

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成17年三鷹市条例第19号。以下「条例」という。）及び三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則（平成17年三鷹市規則第45号）に定めるもののほか、市長が設置する街頭防犯カメラについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ 条例第2条第1号に規定する防犯カメラのうち、公道上の街路灯、電柱等に共架し、又は単独柱により設置するものをいう。
- (2) 地域団体 町会、自治会、PTA、商店街等その他一定の区域の住民が組織又は参加する団体をいう。

(街頭防犯カメラの設置)

第3条 街頭防犯カメラの設置については、次に掲げる各号の要件を満たす地区とする。ただし、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等に供せられるものを除く。

- (1) 近時の犯罪発生状況及び不審事案の発生状況等から犯罪抑止対策が講じられるべきと認められる地区
- (2) 地域団体による街頭防犯カメラの設置が困難と認められる地区
- (3) 街頭防犯カメラの設置場所について、近隣住民の合意が得られている地区

2 街頭防犯カメラの設置地区の選定に際しては、関係機関の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(設置地区の決定)

第4条 市長は、街頭防犯カメラの設置地区について、三鷹市生活安全条例（平成

14年三鷹市条例第29号) 第8条に規定する三鷹市生活安全推進協議会の意見を聴き決定するものとする。

(設置者及び管理責任者)

第5条 条例第4条に規定する防犯カメラの設置者は市長とし、条例第5条に規定する防犯カメラの管理責任者は総務部安全安心課長とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。